

令和 7 年第 4 回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和 7 年 4 月 22 日（木）午後 2 時 30 分

2 場 所 会津若松市河東支所 2 階大会議室

3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名

4 出席した農業委員 19 名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視	5 番委員	荒井 重隆	6 番委員	大島 光信
		8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一	11 番委員	渡部 一夫	12 番委員	折笠 康裕
13 番委員	佐野 和枝	14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也	17 番委員	手代木 久司	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18 名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄	5 番委員	山田 千代志	6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
10 番委員	高橋 一浩	11 番委員	島影 盛継	12 番委員	本田 武史
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1 名

7 番委員	庄司 遼				

欠席した農地利用最適化推進委員 0 名

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	主任主査	田中 文恵
主任主査	慶徳 幸一郎	主事	渡部 由華子		

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人	主事	相田 千春	主事	兼田 唯杜
----	--------	----	-------	----	-------

議長（会長）	只今より、令和7年第4回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員5番・荒井 重隆委員、同じく8番・二瓶 正貴委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 （※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 大竹 吉弘 委員 退席
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、旧市・一箕・東山班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員18番） 佐々木 隆夫 委員	農業委員18番佐々木より、議案第18号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は新規就農者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月14日正午から、旧市・一箕・東山班委員2名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より2番から4番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案第18号の2番から4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。 3番及び4番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4月14日午後4時及び15日午後5時から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より5番と6番について報告願います。

(農業委員 3 番) 古川 正俊 委員	農業委員 3 番古川より、議案第 18 号の 5 番から 6 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5 番及び 6 番の案件は農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 19 日午前 9 時から、神指班委員 2 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長 (会長) (推進委員 11 番) 島影 盛継 委員	次に、門田班担当委員より 7 番について報告願います。 推進委員 11 番島影より、議案第 18 号の 7 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 7 番の案件は親族間での名義変更による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 18 日午後 5 時から、門田班委員 4 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長 (会長) (推進委員 番) 田代 新一 委員	次に、大戸班担当委員より 8 番について報告願います。 推進委員 6 番田代より、議案第 18 号の 8 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 8 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 20 日午前 8 時 30 分から、大戸班委員 2 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長 (会長) (農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	次に、荒井班担当委員より 9 番から 12 番について報告願います。 農業委員 5 番荒井より、議案第 18 号の 9 番から 12 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 9 番の案件は新規営農開始のため親族間での名義変更による所有権の移転について許可しようとするものです。 10 番及び 11 番の案件は農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 12 番の案件は新規就農者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 15 日午後 2 時から、荒井班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長 (会長) (推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員	次に、川南班担当委員より 13 番について報告願います。 推進委員 4 番長谷川より、議案第 18 号の 13 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 13 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 15 日午後 2 時から、川南班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長 (会長) (推進委員 1 番)	次に、八田班担当委員より 14 番と 15 番について報告願います。 推進委員 1 番梶内より、議案第 18 号の 14 番から 15 番について報告いたし

梶内 徳仁 委員	ます。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 14 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 15 番の案件は、農業者から自身が経営する農業法人への使用貸借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 14 日午前 9 時 30 分から、八田班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、日橋班担当委員より 16 番について報告願います。
（農業委員 8 番） 二瓶 正貴 委員	農業委員 8 番二瓶より、議案第 18 号の 16 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 16 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、4 月 20 日午後 1 時から、日橋班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。
（推進委員 10 番） 高橋 一浩 委員	（挙手） 推進委員 高橋 一浩 委員 14 番の案件だが、目的に経営規模の拡大とあるが、こういった形での拡大か教えて頂きたい。
農業委員会事務局	14 番の譲受人である田中氏は、15 番で田中氏自身が代表取締役を務める、株式会社タナカファームに、所有農地の全ての貸付を申請しております。そのため、14 番での権利取得後の経営面積は今回、申請された農地の面積と同じになります。
議長（会長）	他に、ご質問等ございませんか。 それではお諮りいたします。議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を議題といたします。 （※関係する議案により退席） 農業委員 古川 正俊 委員 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 〃 齋藤 俊紀 委員
議長（会長）	はじめに、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 29 ページをお開きください。 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について でありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該

農政部農政課	市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和7年4月4日付け、7農政第11号にて会津若松市長より意見を求められています。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。 日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第19号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 4月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が21件、再設定が2件となり、対象となる地域計画のエリアは湊地区、神指地区、河東地区、町北地区、高野地区、北会津地区です。 30ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。 件数につきましては、湊地区8件、神指地区1件、河東地区4件、町北地区2件、高野地区2件、北会津地区4件になります。 なお、湊町上馬渡地区につきましては、地域全体で中間管理機構を活用した集積に取り組んでおり、既存の契約が満期を迎えることから、新たに中間管理権を設定するものです。 続きまして、55ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。 以前に農地中間管理機構が借り上げていた農地の耕作者を変更するものであり、件数につきましては、河東地区2件です。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしており、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について は、異議のない旨を回答することといたします。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第10号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について、 報告第11号 電気事業者による送配電用電気工作物等の設置に伴う農地転用について、 報告第12号 各種証明に係る交付事務について、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの11案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。

議長（会長）	次に、報告第 9 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。 次に、報告第 10 号「農地の地目変更登記に係る照会への対応について」ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」とであると確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し回答書を送付したところであり、同条第 2 項の定めにより報告するものであります。 報告は以上です。 次に、報告第 11 号「電気事業者による送配電用電気工作物等の設置に伴う農地転用について」ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、事業者との協議の結果、いずれの工事につきましても転用許可不要事業に該当することから、事業計画書を受理し、転用許可不要事業として取り扱う旨、報告するものです。 なお、この件に関する取扱いについては、総会終了後の全員協議会にて、事務局より説明をする予定となっております。 報告第 12 号、各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続等のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第 2 項により報告するものであります。 報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後 3 時 05 分閉会を宣言する）
--------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 7 年 4 月 23 日

会津若松市農業委員会 会長

渡 部 政 美

農業委員 5 番

荒 井 重 隆

農業委員 8 番

二 瓶 正 貴